

公表用

令和5年9月4日

自 第77号議案

至 第109号議案

令和5年第3回

八王子市議会定例会議案

八王子市

目 次

第 77 号議案	教育委員会委員の任命について……………	1
第 78 号議案	農業委員会委員の任命について……………	3
第 79 号議案	固定資産評価審査委員会委員の選任について……………	5
第 80 号議案	自治功労者の推戴について……………	7
第 81 号議案	八王子市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例設定について……………	9
第 82 号議案	八王子市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例設定について……………	11
第 83 号議案	八王子市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例設定について……………	13
第 84 号議案	八王子市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例設定について……………	15
第 85 号議案	八王子市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例設定について……………	23
第 86 号議案	八王子市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例設定について……………	31
第 87 号議案	災害派遣手当支給に関する条例の一部を改正する条例設定について……………	33
第 88 号議案	令和 5 年度八王子市一般会計補正予算（第 3 号）について……………	35
第 89 号議案	令和 5 年度八王子市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について……………	37
第 90 号議案	令和 5 年度八王子市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について……………	39
第 91 号議案	令和 5 年度八王子市借入金管理特別会計補正予算（第 1 号）について……………	41
第 92 号議案	令和 5 年度八王子市給与及び公共料金特別会計補正予算	

	(第3号) について……………	43
第93号議案	八王子市手数料条例の一部を改正する条例設定について……………	45
第94号議案	八王子市印鑑条例の一部を改正する条例設定について……………	47
第95号議案	八王子市児童館条例の一部を改正する条例設定について……………	49
第96号議案	八王子市東浅川保健福祉センター条例の一部を改正する条例設定について……………	53
第97号議案	八王子市南大沢保健福祉センター条例の一部を改正する条例設定について……………	55
第98号議案	八王子市保健所関係手数料条例の一部を改正する条例設定について……………	57
第99号議案	八王子市旅館業法施行条例の一部を改正する条例設定について……………	61
第100号議案	八王子市プールの衛生管理等に関する条例の一部を改正する条例設定について……………	63
第101号議案	八王子市興行場法施行条例の一部を改正する条例設定について……………	65
第102号議案	本庁舎照明設備改修工事請負契約の締結について……………	67
第103号議案	芸術文化会館改修建築工事請負契約の締結について……………	69
第104号議案	芸術文化会館改修電気設備工事請負契約の締結について……………	71
第105号議案	芸術文化会館改修給排水衛生等設備工事請負契約の締結について……………	73
第106号議案	芸術文化会館改修空調換気設備工事請負契約の締結について……………	75
第107号議案	芸術文化会館改修舞台音響設備工事請負契約の締結について……………	77
第108号議案	消防自動車の取得について……………	79
第109号議案	給食配送車の取得について……………	81

第 7 7 号議案

教育委員会委員の任命について

本市教育委員会委員に下記の者を任命するにつき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により同意を求める。

令和 5 年 9 月 4 日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

記

守 屋 香 里

第78号議案

農業委員会委員の任命について

本市農業委員会委員に下記の者を任命するにつき、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により同意を求める。

令和5年9月4日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

記

田 中 和 敏

第79号議案

固定資産評価審査委員会委員の選任について

本市固定資産評価審査委員会委員に下記の者を選任するにつき、地方税法第423条第3項の規定により同意を求める。

令和5年9月4日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

記

花 形 守 康

第80号議案

自治功勞者の推戴について

本市自治功勞者に下記の者を推戴するにつき、八王子市表彰条例第10条第1項の規定により同意を求める。

令和5年9月4日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

記

安 藤 修 三
石 井 宏 和
岩 田 祐 樹
梶 原 幸 子
八木下 輝 一
橋 本 義 一

第 8 1 号議案

八王子市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例設定について

八王子市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和 5 年 9 月 4 日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

八王子市職員の給与に関する条例（昭和 2 6 年八王子市条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(災害派遣手当) 第 2 1 条 災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び 特定新型インフルエンザ等対策派遣手当 を含む。）の支給については、別に条例で定める。	(災害派遣手当) 第 2 1 条 災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び 新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当 を含む。）の支給については、別に条例で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第 8 2 号議案

八王子市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例
の一部を改正する条例設定について

八王子市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和 5 年 9 月 4 日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

八王子市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成 2 6 年八王子市条例第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（母子生活支援施設の長の資格等）</p> <p>第 2 7 条 母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、こども家庭庁長官が指定する者が行う母子生活支援施設の運営に関し必要な知識を習得するための研修を受講した者であって、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 市長が前 3 号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が 3 年以上であるもの又はこども家庭庁長官が指定する講習会の課程を修了したもの</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>2 母子生活支援施設の長は、2 年に 1 回以上、こども家庭庁長官が指定する者が行う資質向上のための研修を受講するものとする。</p>	<p>（母子生活支援施設の長の資格等）</p> <p>第 2 7 条 母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、厚生労働大臣が指定する者が行う母子生活支援施設の運営に関し必要な知識を習得するための研修を受講した者であって、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 市長が前 3 号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が 3 年以上であるもの又は厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了したもの</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>2 母子生活支援施設の長は、2 年に 1 回以上、厚生労働大臣が指定する者が行う資質向上のための研修を受講するものとする。</p>

<p>(関係機関との連携)</p> <p>第33条 母子生活支援施設の長は、入所している母子の保護及び生活支援に当たっては、常に福祉事務所、母子・父子自立支援員、児童の通学する学校、児童相談所、母子福祉団体及び公共職業安定所並びに必要なに応じ児童家庭支援センター、女性相談支援センターその他の関係機関と連携を図らなければならない。</p> <p>(保育の内容)</p> <p>第37条 保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うこととし、その内容については、内閣総理大臣が定める指針に従うものとする。</p>	<p>(関係機関との連携)</p> <p>第33条 母子生活支援施設の長は、入所している母子の保護及び生活支援に当たっては、常に福祉事務所、母子・父子自立支援員、児童の通学する学校、児童相談所、母子福祉団体及び公共職業安定所並びに必要なに応じ児童家庭支援センター、婦人相談所その他の関係機関と連携を図らなければならない。</p> <p>(保育の内容)</p> <p>第37条 保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うこととし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従うものとする。</p>
---	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第33条の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

(八王子市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

- 2 八王子市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年八王子市条例第36号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(保育の内容)</p> <p>第25条 家庭的保育事業者は、八王子市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年八王子市条例第33号）第37条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。</p>	<p>(保育の内容)</p> <p>第25条 家庭的保育事業者は、八王子市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年八王子市条例第33号）第37条に規定する厚生労働大臣が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。</p>

第 8 3 号議案

八王子市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例設定について

八王子市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和 5 年 9 月 4 日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

八王子市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（令和元年八王子市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(従業者の配置の基準) 第 5 条 (略) 2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、 <small>かくたん</small> 喀痰吸引その他 こども家庭庁長官 が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。 (1)～(3) (略)	(従業者の配置の基準) 第 5 条 (略) 2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、 <small>かくたん</small> 喀痰吸引その他 厚生労働大臣 が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。 (1)～(3) (略)

<p>3～8 (略)</p> <p>(通所利用者負担額の受領)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前項第1号に掲げる費用については、別に<u>こども家庭庁長官</u>が定めるところによるものとする。</p> <p>5・6 (略)</p> <p>(通所利用者負担額の受領)</p> <p>第72条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前項第1号に掲げる費用については、別に<u>こども家庭庁長官</u>が定めるところによるものとする。</p> <p>5・6 (略)</p> <p>(利用定員に関する特例)</p> <p>第105条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 離島その他の地域であって<u>こども家庭庁長官</u>が定めるもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないものとして市長が認めるものにおいて事業を行う多機能型事業所(この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。)については、第2項中「20人」とあるのは、「10人」とする。</p>	<p>3～8 (略)</p> <p>(通所利用者負担額の受領)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前項第1号に掲げる費用については、別に<u>厚生労働大臣</u>が定めるところによるものとする。</p> <p>5・6 (略)</p> <p>(通所利用者負担額の受領)</p> <p>第72条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前項第1号に掲げる費用については、別に<u>厚生労働大臣</u>が定めるところによるものとする。</p> <p>5・6 (略)</p> <p>(利用定員に関する特例)</p> <p>第105条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 離島その他の地域であって<u>厚生労働大臣</u>が定めるもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないものとして市長が認めるものにおいて事業を行う多機能型事業所(この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。)については、第2項中「20人」とあるのは、「10人」とする。</p>
---	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第 8 4 号議案

八王子市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例設定について

八王子市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和 5 年 9 月 4 日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

八王子市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営の基準に関する条例（平成 2 6 年八王子市条例第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（正当な理由のない提供拒否の禁止等） 第 6 条 （略） 2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第 1 9 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している 同号 に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の 同号 に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他</p>	<p>（正当な理由のない提供拒否の禁止等） 第 6 条 （略） 2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項 から第 4 項まで において同じ。）は、利用の申込みに係る法第 1 9 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している 法第 1 9 条第 1 号 に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の 法第 1 9 条第 1 号 に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に</p>

公正な方法（第4項において「選考方法」という。）により選考しなければならない。

3 特定教育・保育施設（**認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。**）

は、利用の申込みに係る法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している**同条第2号**又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の**同条第2号**又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4・5 （略）

（特定教育・保育の取扱方針）

第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。

(1) （略）

(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び**同条第10項**の規定による公示がされたものに限る。）次号及び第4号に掲げる事項

(3) （略）

(4) 保育所 八王子市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年八王子市条例第33号）第37条に規定する**内閣総理大臣**が定める指針

2 （略）

（特別利用保育の基準）

第36条 （略）

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している**同条第2号**に掲げる小学校就学前子どもに該当する教

関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法（第4項において「選考方法」という。）により選考しなければならない。

3 特定教育・保育施設は、利用の申込みに係る法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している**法第19条第2号**又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の**法第19条第2号**又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4・5 （略）

（特定教育・保育の取扱方針）

第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。

(1) （略）

(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び**同条第11項**の規定による公示がされたものに限る。）次号及び第4号に掲げる事項

(3) （略）

(4) 保育所 八王子市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年八王子市条例第33号）第37条に規定する**厚生労働大臣**が定める指針

2 （略）

（特別利用保育の基準）

第36条 （略）

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している**法第19条第2号**に掲げる小学校就学前子どもに該当

育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前款（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「**同条第1号**に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「**同条第1号**又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「**同条第2号**に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「**同条第2号**に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。

（特別利用教育の基準）

第37条（略）

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している**同条第1号**に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第

する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前款（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「**法第19条第1号**に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「**法第19条第1号**又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「**法第19条第1号**に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「**法第19条第2号**に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。

（特別利用教育の基準）

第37条（略）

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している**法第19条第1号**に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められ

19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前款（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「**同号**に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「**同条第1号**又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

（正当な理由のない提供拒否の禁止等）

第40条（略）

- 2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の**同号**に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3・4（略）

（特定地域型保育の取扱方針）

た法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前款（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「**法第19条第1号**に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「**法第19条第1号**又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

（正当な理由のない提供拒否の禁止等）

第40条（略）

- 2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の**法第19条第3号**に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3・4（略）

（特定地域型保育の取扱方針）

第45条 特定地域型保育事業者は、八王子市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第37条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。

(定員の遵守)

第49条 特定地域型保育事業者は、利用定員を超えて特定地域型保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定地域型保育に対する需要の増大への対応、法第46条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(特別利用地域型保育の基準)

第52条 (略)

2 (略)

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、この節(第41条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第34条までを含む。次条第3項において同じ。)の規定を適用する。この場合において、第40条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)」とあるのは「同条第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(第53条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)」と、「同号とあるのは「法第1

第45条 特定地域型保育事業者は、八王子市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第37条に規定する厚生労働大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。

(定員の遵守)

第49条 特定地域型保育事業者は、利用定員の定員を超えて特定地域型保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定地域型保育に対する需要の増大への対応、法第46条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(特別利用地域型保育の基準)

第52条 (略)

2 (略)

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、この節(第41条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第34条までを含む。次条第3項において同じ。)の規定を適用する。この場合において、第40条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)」とあるのは「法第19条第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(第53条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)」と、「法第20条第4項

9条第3号と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第44条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

（特定利用地域型保育の基準）

第53条（略）

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している**同条第3号**に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第38条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 （略）

の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第44条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

（特定利用地域型保育の基準）

第53条（略）

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している**法第19条第3号**に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第38条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 （略）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第15条第1項第2号の改正規定は、令和5年9月16日から施行する。

第 8 5 号議案

八王子市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び
運営の基準に関する条例の一部を改正する条例設定につい
て

八王子市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する
条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和 5 年 9 月 4 日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関
する条例

八王子市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する
条例（令和 3 年八王子市条例第 7 3 号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(11) 指定障害福祉サービス等費用基準額 指定障害福祉サービス等につき法第 2 9 条第 3 項に規定する主務大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用（法第 2 9 条第 1 項に規定する特定費用をいう。以下同じ。）を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額）をいう。</p> <p>(12) 利用者負担額 指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定障害福祉サービス等につき支給された介護給付費又は</p>	<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(11) 指定障害福祉サービス等費用基準額 指定障害福祉サービス等につき法第 2 9 条第 3 項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用（法第 2 9 条第 1 項に規定する特定費用をいう。以下同じ。）を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額）をいう。</p> <p>(12) 利用者負担額 指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定障害福祉サービス等につき支給された介護給付費又は</p>

訓練等給付費の額を控除して得た額及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第42条の2によって読み替えられた法第58条第3項第1号に規定する指定療養介護医療（以下「指定療養介護医療」という。）につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第70条第2項において準用する法第58条第4項に規定する**主務大臣**の定めるところにより算定した額から当該指定療養介護医療につき支給すべき療養介護医療費を控除して得た額の合計額をいう。

(13)～(17) (略)

(従業者の員数)

第5条 指定居宅介護の事業を行う者（以下この章、第247条及び第255条第2項において「指定居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下この章において「指定居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（指定居宅介護の提供に当たる者として**子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣**が定めるものをいう。以下この節及び第4節において同じ。）の員数は、常勤換算方法で、2.5以上とする。

2・3 (略)

(準用)

第7条 前2条の規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。**この場合において、重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する第5条第1項中「子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣」とあるのは、「厚生労働大臣」と読み替えるものとする。**

(従業者の員数)

第50条 居宅介護に係る基準該当障害福祉サービス（以下この節において「基準該当居宅介護」という。）の事業を行う者（以下この節において「基準該当居宅介護事業者」という。）が、当該事業を行う事業所（以下この節において「基準該当居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（基準該当居宅介護の提供に当たる者として**子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣**が定めるものをいう。以下この節において同

訓練等給付費の額を控除して得た額及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第42条の2によって読み替えられた法第58条第3項第1号に規定する指定療養介護医療（以下「指定療養介護医療」という。）につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第70条第2項において準用する法第58条第4項に規定する**厚生労働大臣**の定めるところにより算定した額から当該指定療養介護医療につき支給すべき療養介護医療費を控除して得た額の合計額をいう。

(13)～(17) (略)

(従業者の員数)

第5条 指定居宅介護の事業を行う者（以下この章、第247条及び第255条第2項において「指定居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下この章において「指定居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（指定居宅介護の提供に当たる者として**厚生労働大臣**が定めるものをいう。以下この節及び第4節において同じ。）の員数は、常勤換算方法で、2.5以上とする。

2・3 (略)

(準用)

第7条 前2条の規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。

(従業者の員数)

第50条 居宅介護に係る基準該当障害福祉サービス（以下この節において「基準該当居宅介護」という。）の事業を行う者（以下この節において「基準該当居宅介護事業者」という。）が、当該事業を行う事業所（以下この節において「基準該当居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（基準該当居宅介護の提供に当たる者として**厚生労働大臣**が定めるものをいう。以下この節において同じ。）の員数は、3人以

じ。)の員数は、3人以上とする。

2 離島その他の地域であってこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるものにおいて基準該当居宅介護を提供する基準該当居宅介護事業者にあつては、前項の規定にかかわらず、基準該当居宅介護事業所ごとに置くべき従業者の員数は、1人以上とする。

3 (略)

(運営に関する基準)

第54条 (略)

2 第4条第2項から第4項まで並びに第4節(第21条第1項、第22条、第23条第1項、第27条、第32条、第37条及び第46条を除く。)並びに第50条から前条までの規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条」とあるのは「第54条第2項において準用する第31条」と、第20条第2項中「次条第1項」とあるのは「第54条第2項において準用する次条第2項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第54条第2項において準用する第21条第2項」と、第25条第1号中「次条第1項」とあるのは「第54条第2項において準用する次条第1項」と、第26条第1項中「第5条第2項」とあるのは「第50条第3項」と、第30条第3項中「第26条」とあるのは「第54条第2項において準用する第26条」と、第31条中「第36条第1項」とあるのは「第54条第2項において準用する第36条第1項」と、第53条第1項第2号中「第50条第3項」とあるのは「第54条第2項において準用する第50条第3項」と、同条第2項中「次条第1項」とあるのは「第54条第2項」と読み替えるほか、重度訪問介護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する場合に限り、第50条中「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣」とあるのは「厚生労働大臣」と読み替えるものとする。

(利用者負担額等の受領)

第61条 (略)

2 指定療養介護事業者は、法定代理受領を行わない指定療養介護を提供した際は、支給決定障害者から当該指定療養介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額及び指

上とする。

2 離島その他の地域であつて厚生労働大臣が定めるものにおいて基準該当居宅介護を提供する基準該当居宅介護事業者にあつては、前項の規定にかかわらず、基準該当居宅介護事業所ごとに置くべき従業者の員数は、1人以上とする。

3 (略)

(運営に関する基準)

第54条 (略)

2 第4条第2項から第4項まで並びに第4節(第21条第1項、第22条、第23条第1項、第27条、第32条、第37条及び第46条を除く。)並びに第50条から前条までの規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条」とあるのは「第54条第2項において準用する第31条」と、第20条第2項中「次条第1項」とあるのは「第54条第2項において準用する次条第2項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第54条第2項において準用する第21条第2項」と、第25条第1号中「次条第1項」とあるのは「第54条第2項において準用する次条第1項」と、第26条第1項中「第5条第2項」とあるのは「第50条第3項」と、第30条第3項中「第26条」とあるのは「第54条第2項において準用する第26条」と、第31条中「第36条第1項」とあるのは「第54条第2項において準用する第36条第1項」と、第53条第1項第2号中「第50条第3項」とあるのは「第54条第2項において準用する第50条第3項」と、同条第2項中「次条第1項」とあるのは「第54条第2項」と読み替えるものとする。

(利用者負担額等の受領)

第61条 (略)

2 指定療養介護事業者は、法定代理受領を行わない指定療養介護を提供した際は、支給決定障害者から当該指定療養介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額及び指

定療養介護医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第70条第2項において準用する法第58条第4項に規定する**主務大臣**の定めるところにより算定した額の支払を受けるものとする。

3～5 (略)

(利用者負担額に係る管理)

第62条 指定療養介護事業者は、支給決定障害者が同一の月に当該指定療養介護事業者が提供する指定療養介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定療養介護及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額及び指定療養介護医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第70条第2項において準用する法第58条第4項に規定する**主務大臣**の定めるところにより算定した額から当該指定療養介護医療につき支給すべき療養介護医療費の額を控除して得た額の合計額（以下この条において「利用者負担額等合計額」という。）を算定しなければならない。この場合において、当該指定療養介護事業者は、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第114条 (略)

2・3 (略)

4 前項第1号及び第2号に掲げる費用については、別に**子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣**が定めるところによるものとする。

5・6 (略)

(従業者の員数)

第126条 (略)

2 (略)

3 前項のサービス提供責任者は、指定重度障害者等包括支援の提供に係るサービス管理を行う者として**子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣**が定めるものでなければならない。

4 (略)

(従業者の員数)

定療養介護医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第70条第2項において準用する法第58条第4項に規定する**厚生労働大臣**の定めるところにより算定した額の支払を受けるものとする。

3～5 (略)

(利用者負担額に係る管理)

第62条 指定療養介護事業者は、支給決定障害者が同一の月に当該指定療養介護事業者が提供する指定療養介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定療養介護及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額及び指定療養介護医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第70条第2項において準用する法第58条第4項に規定する**厚生労働大臣**の定めるところにより算定した額から当該指定療養介護医療につき支給すべき療養介護医療費の額を控除して得た額の合計額（以下この条において「利用者負担額等合計額」という。）を算定しなければならない。この場合において、当該指定療養介護事業者は、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第114条 (略)

2・3 (略)

4 前項第1号及び第2号に掲げる費用については、別に**厚生労働大臣**が定めるところによるものとする。

5・6 (略)

(従業者の員数)

第126条 (略)

2 (略)

3 前項のサービス提供責任者は、指定重度障害者等包括支援の提供に係るサービス管理を行う者として**厚生労働大臣**が定めるものでなければならない。

4 (略)

(従業者の員数)

第221条 指定共同生活援助の事業を行う者（以下「指定共同生活援助事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定共同生活援助事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 生活支援員 指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、次のアからエまでに掲げる数の合計数以上

ア **障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令**（平成26年厚生労働省令第5号。

以下この章において「**区分命令**」という。）第1条第4号に規定する区分3に該当する利用者の数を9で除した数

イ **区分命令**第1条第5号に規定する区分4に該当する利用者の数を6で除した数

ウ **区分命令**第1条第6号に規定する区分5に該当する利用者の数を4で除した数

エ **区分命令**第1条第7号に規定する区分6に該当する利用者の数を2.5で除した数

(3) (略)

2・3 (略)

(従業者の員数)

第239条 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者が当該事業を行う事業所（以下「日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 生活支援員 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯における日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たる生活支援員の総数は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、次のアからエまでに掲げる数の合計数以上

ア **区分命令**第1条第4号に規定する区分3に該当する利用者の数を9で除した数

イ **区分命令**第1条第5号に規定する区分4に該当する利用者の数を6で除した数

ウ **区分命令**第1条第6号に規定する区分5に該当する利用者の数を4で除し

第221条 指定共同生活援助の事業を行う者（以下「指定共同生活援助事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定共同生活援助事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 生活支援員 指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、次のアからエまでに掲げる数の合計数以上

ア **障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令**（平成26年厚生労働省令第5号。

以下この章において「**区分省令**」という。）第1条第4号に規定する区分3に該当する利用者の数を9で除した数

イ **区分省令**第1条第5号に規定する区分4に該当する利用者の数を6で除した数

ウ **区分省令**第1条第6号に規定する区分5に該当する利用者の数を4で除した数

エ **区分省令**第1条第7号に規定する区分6に該当する利用者の数を2.5で除した数

(3) (略)

2・3 (略)

(従業者の員数)

第239条 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者が当該事業を行う事業所（以下「日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 生活支援員 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯における日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たる生活支援員の総数は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、次のアからエまでに掲げる数の合計数以上

ア **区分省令**第1条第4号に規定する区分3に該当する利用者の数を9で除した数

イ **区分省令**第1条第5号に規定する区分4に該当する利用者の数を6で除した数

ウ **区分省令**第1条第6号に規定する区分5に該当する利用者の数を4で除し

た数
エ **区分命令**第1条第7号に規定する区分6に該当する利用者の数を2.5で除した数
(3) (略)
2～5 (略)

附 則
1～4 (略)

(指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例)

5 第229条第3項及び第243条第4項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であって、**障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令**（平成26年厚生労働省令第5号）第1条第5号に規定する区分4、同条第6号に規定する区分5又は同条第7号に規定する区分6に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合については、令和6年3月31日までの間、当該利用者については、適用しない。

6 第229条第3項及び第243条第4項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、**障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令**第1条第5号に規定する区分4、同条第6号に規定する区分5又は同条第7号に規定する区分6に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護（身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。）の利用を希望し、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合については、令和6年3月31日までの間、当該利用者については、適用しない。
(1)・(2) (略)

た数
エ **区分省令**第1条第7号に規定する区分6に該当する利用者の数を2.5で除した数
(3) (略)
2～5 (略)

附 則
1～4 (略)

(指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例)

5 第229条第3項及び第243条第4項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であって、**障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令**（平成26年厚生労働省令第5号）第1条第5号に規定する区分4、同条第6号に規定する区分5又は同条第7号に規定する区分6に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合については、令和6年3月31日までの間、当該利用者については、適用しない。

6 第229条第3項及び第243条第4項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、**障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令**第1条第5号に規定する区分4、同条第6号に規定する区分5又は同条第7号に規定する区分6に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護（身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。）の利用を希望し、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合については、令和6年3月31日までの間、当該利用者については、適用しない。
(1)・(2) (略)

7～13 (略)

7～13 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第 8 6 号議案

八王子市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準
に関する条例の一部を改正する条例設定について

八王子市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部
を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和 5 年 9 月 4 日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の
一部を改正する条例

八王子市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例（令和
3 年八王子市条例第 7 5 号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義) 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(11) (略) (12) 指定障害福祉サービス等費用基準額 指定障害福祉サービス等につき法第 2 9 条第 3 項第 1 号に規定する 主務大臣 が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用（法第 2 9 条第 1 項に規定する特定費用をいう。以下同じ。）を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額）をいう。 (13)～(16) (略)</p>	<p>(定義) 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(11) (略) (12) 指定障害福祉サービス等費用基準額 指定障害福祉サービス等につき法第 2 9 条第 3 項第 1 号に規定する 厚生労働大臣 が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用（法第 2 9 条第 1 項に規定する特定費用をいう。以下同じ。）を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額）をいう。 (13)～(16) (略)</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第 8 7 号議案

災害派遣手当支給に関する条例の一部を改正する条例設定
について

災害派遣手当支給に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和 5 年 9 月 4 日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

災害派遣手当支給に関する条例の一部を改正する条例

災害派遣手当支給に関する条例（昭和 3 8 年八王子市条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(趣旨) 第 1 条 この条例は、八王子市職員の給与に関する条例（昭和 2 6 年八王子市条例第 2 1 号）第 2 1 条の規定に基づき、災害対策基本法（昭和 3 6 年法律第 2 2 3 号）第 3 2 条第 1 項（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 1 6 年法律第 1 1 2 号）第 1 5 4 条及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 2 4 年法律第 3 1 号） 第 2 6 条の 8 において準用する場合を含む。）及び大規模災害からの復興に関する法律（平成 2 5 年法律第 5 5 号）第 5 6 条第 1 項の規定による八王子市に派遣された職員（以下「派遣職員」という。）の災害派遣手当（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第 1 5 4 条において準用する場合にあつては武力攻撃災害等派遣手当とし、新型インフルエンザ等対策特別措置法 第 2 6 条の 8 において準用する場合にあつては 特定新型インフルエンザ等対策派遣手当 とす	(趣旨) 第 1 条 この条例は、八王子市職員の給与に関する条例（昭和 2 6 年八王子市条例第 2 1 号）第 2 1 条の規定に基づき、災害対策基本法（昭和 3 6 年法律第 2 2 3 号）第 3 2 条第 1 項（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 1 6 年法律第 1 1 2 号）第 1 5 4 条及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 2 4 年法律第 3 1 号） 第 4 4 条 において準用する場合を含む。）及び大規模災害からの復興に関する法律（平成 2 5 年法律第 5 5 号）第 5 6 条第 1 項の規定による八王子市に派遣された職員（以下「派遣職員」という。）の災害派遣手当（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第 1 5 4 条において準用する場合にあつては武力攻撃災害等派遣手当とし、新型インフルエンザ等対策特別措置法 第 4 4 条 において準用する場合にあつては 新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当 とする。以下

る。以下同じ。)の支給について必要な事項を定めるものとする。

同じ。)の支給について必要な事項を定めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第 88 号議案

令和 5 年度八王子市一般会計補正予算（第 3 号）について

令和 5 年度八王子市一般会計補正予算（第 3 号）を別冊のとおり定めるにつき、
地方自治法第 218 条第 1 項の規定により議決を求める。

令和 5 年 9 月 4 日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

第 8 9 号議案

令和 5 年度八王子市国民健康保険事業特別会計補正予算
(第 1 号) について

令和 5 年度八王子市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号) を別冊のとおり定めるにつき、地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により議決を求める。

令和 5 年 9 月 4 日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

第90号議案

令和5年度八王子市介護保険特別会計補正予算（第1号）
について

令和5年度八王子市介護保険特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定めるにつき、地方自治法第218条第1項の規定により議決を求める。

令和5年9月4日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

第91号議案

令和5年度八王子市借入金管理特別会計補正予算（第1号）について

令和5年度八王子市借入金管理特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定めるにつき、地方自治法第218条第1項の規定により議決を求める。

令和5年9月4日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

第92号議案

令和5年度八王子市給与及び公共料金特別会計補正予算
(第3号) について

令和5年度八王子市給与及び公共料金特別会計補正予算(第3号)を別冊のとおり定めるにつき、地方自治法第218条第1項の規定により議決を求める。

令和5年9月4日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

第93号議案

八王子市手数料条例の一部を改正する条例設定について

八王子市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和5年9月4日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市手数料条例の一部を改正する条例

八王子市手数料条例（昭和24年八王子市条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則 1・2 (略)	附 則 1・2 (略)
3 令和5年1月4日から令和6年3月31日までの多機能端末機により交付する次の各号に掲げる証明書等に係る手数料については、第2条第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。	3 令和5年1月4日から令和6年3月31日までの電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書を記録した行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードを使用して、多機能端末機により交付する次の各号に掲げる証明書等に係る手数料については、第2条第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。
(1)～(4) (略)	(1)～(4) (略)

附 則

この条例は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において市規則で定める日から施行する。

第94号議案

八王子市印鑑条例の一部を改正する条例設定について

八王子市印鑑条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和5年9月4日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市印鑑条例の一部を改正する条例

八王子市印鑑条例（昭和51年八王子市条例第57号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（多機能端末機による印鑑登録証明の申請等）</p> <p>第18条 前2条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、<u>利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書及び同法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書をいう。）</u>を使用して多機能端末機（本市の電子計算組織と電気通信回線により接続された民間事業者等が設置する端末機で、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。）に印鑑登録証明の申請をし、印鑑登録証明書の交付を受けることができる。</p>	<p>（多機能端末機による印鑑登録証明の申請等）</p> <p>第18条 前2条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、<u>個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）</u>を使用して多機能端末機（本市の電子計算組織と電気通信回線により接続された民間事業者等が設置する端末機で、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。<u>以下同じ。</u>）に<u>自ら暗証番号を入力することにより</u>、印鑑登録証明の申請をし、印鑑登録証明書の交付を受けることができる。</p> <p><u>2 前項の場合において、多機能端末機に入力する暗証番号は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成15年総務省令第120号）第42条第2項に規定する暗証番号とする。</u></p>

附 則

この条例は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において市規則で定める日から施行する。

第95号議案

八王子市児童館条例の一部を改正する条例設定について

八王子市児童館条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和5年9月4日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市児童館条例の一部を改正する条例

八王子市児童館条例（昭和46年八王子市条例第38号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;"><u>八王子市子ども・若者育成支援センター</u> <u>一条例</u></p> <p>（目的及び設置）</p> <p>第1条 <u>子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援その他の取組（以下「子ども・若者育成支援」という。）及び子ども</u>に健全な遊びを与えることにより、<u>子ども</u>の健康を増進し、情操をゆたかにするとともに、<u>子ども</u>が社会的に自立するための支援の促進を図るため、<u>八王子市子ども・若者育成支援センター</u>（以下「<u>センター</u>」という。）を設置する。</p> <p><u>（定義）</u></p> <p>第2条 <u>この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</u></p> <p><u>(1) 子ども 18歳未満の者をいう。</u></p> <p><u>(2) 若者 18歳以上の者であつて、市規則で定めるものをいう。</u></p> <p>（名称及び位置）</p> <p>第3条 <u>センター</u>の名称及び位置は、別表の</p>	<p style="text-align: center;"><u>八王子市児童館条例</u></p> <p>（目的及び設置）</p> <p>第1条 <u>児童</u>に健全な遊びを与えることにより、<u>児童</u>の健康を増進し、情操をゆたかにするとともに、<u>児童</u>が社会的に自立するための支援の促進を図るため、<u>八王子市立児童館</u>（以下「<u>児童館</u>」という。）を設置する。</p> <p>（名称及び位置）</p> <p>第2条 <u>児童館</u>の名称及び位置は、別表のと</p>

<p>とおりとする。</p> <p>(事業)</p> <p>第4条 センターは、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1) <u>子ども・若者育成支援推進法(平成21年法律第71号)に基づく子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行うこと。</u></p> <p>(2) <u>児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づく児童館を運営すること。</u></p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、センターの設置の目的を達成するために市長が必要と認める事業</p> <p>2 (略)</p> <p>(開館時間等)</p> <p>第5条 センターの開館時間及び休館日は、市規則で定める。</p> <p>(利用することができる者)</p> <p>第6条 センターを利用することができる者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) <u>子ども</u>。ただし、乳幼児にあつては、保護者の同伴を必要とする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>第4条第1項第1号の事業による支援が必要な若者</u></p> <p>(4) <u>前3号</u>に掲げるもののほか、市長が特に認めた者</p> <p>(利用者の登録)</p> <p>第7条 第4条第1項第2号の事業についてセンターを利用しようとする<u>子ども</u>は、あらかじめ市長に登録しておかなければならない。</p> <p>(登録の取消し)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>(利用の制限等)</p> <p>第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、<u>センター</u>への入館を拒み、利用を制限し、又は退館を命ずることができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(損害賠償義務)</p>	<p>おりとする。</p> <p>(事業)</p> <p>第3条 児童館は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1) <u>健全な遊びの提供及び異年齢間の交流を通じて、次世代を担う児童の健全な育成を促進すること。</u></p> <p>(2) <u>児童が社会的に自立するための支援及び地域社会への参画の促進に関すること。</u></p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、児童館の設置の目的を達成するために市長が必要と認める事業</p> <p>2 (略)</p> <p>(開館時間等)</p> <p>第4条 児童館の開館時間及び休館日は、市規則で定める。</p> <p>(利用することができる者)</p> <p>第5条 児童館を利用することができる者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) <u>18歳未満の者</u>。ただし、乳幼児にあつては、保護者の同伴を必要とする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>前2号</u>に掲げるもののほか、市長が特に認めた者</p> <p>(利用者の登録)</p> <p>第6条 児童館を利用しようとする<u>児童</u>は、あらかじめ市長に登録しておかなければならない。</p> <p>(登録の取消し)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>(利用の制限等)</p> <p>第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、<u>児童館</u>への入館を拒み、利用を制限し、又は退館を命ずることができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(損害賠償義務)</p>
---	--

第10条 **センター**の施設をき損し、又は滅失した者は、市長の定める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(販売行為の禁止)

第11条 何人も、**センター**及びその敷地内においては、市長の許可を受けずに物品の販売その他これに類する行為をしてはならない。

(委任)

第12条 (略)

別表 (**第3条**関係)

名称	位置
八王子市中野子ども・若者育成支援センター	八王子市中野山王三丁目6番27号
同 浅川子ども・若者育成支援センター	同 初沢町132番地
同 由木子ども・若者育成支援センター	同 越野692番地1
同 松が谷子ども・若者育成支援センター	同 松が谷13番地
同 松が谷子ども・若者育成支援センター鹿島分館	同 鹿島2番地
同 中郷子ども・若者育成支援センター	同 長房町891番地2
同 中郷子ども・若者育成支援センター長房分館	同 長房町341番地
同 館ヶ丘子ども・若者育成支援センター	同 館町1097番地57
同 元八王子子ども・若者育成支援センター	同 大楽寺町508番地3
同 川口子ども・若者育成支援センター	同 川口町3974番地
同 北野子ども・若者育成支援センター	同 北野町549番地9

第9条 **児童館**の施設をき損し、又は滅失した者は、市長の定める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(販売行為の禁止)

第10条 何人も、**児童館**及びその敷地内においては、市長の許可を受けずに物品の販売その他これに類する行為をしてはならない。

(委任)

第11条 (略)

別表 (**第2条**関係)

名称	位置
八王子市立中野児童館	八王子市中野山王三丁目6番27号
同 浅川児童館	同 初沢町132番地
同 由木児童館	同 越野692番地1
同 松が谷児童館	同 松が谷13番地
同 松が谷児童館鹿島分館	同 鹿島2番地
同 中郷児童館	同 長房町891番地2
同 中郷児童館長房分館	同 長房町341番地
同 館ヶ丘児童館	同 館町1097番地57
同 元八王子児童館	同 大楽寺町508番地3
同 川口児童館	同 川口町3974番地
同 北野児童館	同 北野町549番地9

第 9 6 号議案

八王子市東浅川保健福祉センター条例の一部を改正する条例設定について

八王子市東浅川保健福祉センター条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和 5 年 9 月 4 日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市東浅川保健福祉センター条例の一部を改正する条例

第 1 条 八王子市東浅川保健福祉センター条例（平成 3 年八王子市条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(施設)</p> <p>第 4 条 センターには、次の施設を設ける。 (1)～(8) (略)</p> <p><u>(9)</u> (略) <u>(10)</u> (略) <u>(11)</u> (略) <u>(12)</u> (略)</p> <p>(施設を利用することができる者)</p> <p>第 6 条 センターの施設のうち第 4 条第 2 号から <u>第 8 号</u> まで及び <u>第 1 2 号</u> に掲げる施設を利用することができる者は、次の者とする。 (1)～(3) (略)</p>	<p>(施設)</p> <p>第 4 条 センターには、次の施設を設ける。 (1)～(8) (略) <u>(9) 屋上広場</u> <u>(10)</u> (略) <u>(11)</u> (略) <u>(12)</u> (略) <u>(13)</u> (略)</p> <p>(施設を利用することができる者)</p> <p>第 6 条 センターの施設のうち第 4 条第 2 号から <u>第 9 号</u> まで及び <u>第 1 3 号</u> に掲げる施設を利用することができる者は、次の者とする。 (1)～(3) (略)</p>

第 2 条 八王子市東浅川保健福祉センター条例の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(施設)	(施設)

<p>第4条 センターには、次の施設を設ける。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p><u>(8)</u> (略)</p> <p><u>(9)</u> (略)</p> <p><u>(10)</u> (略)</p> <p><u>(11)</u> (略)</p> <p>(施設を利用することができる者)</p> <p>第6条 センターの施設のうち第4条第2号から<u>第7号</u>まで及び<u>第11号</u>に掲げる施設を利用することができる者は、次の者とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p>第4条 センターには、次の施設を設ける。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p><u>(8) 浴室</u></p> <p><u>(9)</u> (略)</p> <p><u>(10)</u> (略)</p> <p><u>(11)</u> (略)</p> <p><u>(12)</u> (略)</p> <p>(施設を利用することができる者)</p> <p>第6条 センターの施設のうち第4条第2号から<u>第8号</u>まで及び<u>第12号</u>に掲げる施設を利用することができる者は、次の者とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>
---	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。

第97号議案

八王子市南大沢保健福祉センター条例の一部を改正する条例設定について

八王子市南大沢保健福祉センター条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和5年9月4日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市南大沢保健福祉センター条例の一部を改正する条例
八王子市南大沢保健福祉センター条例（平成8年八王子市条例第22号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(施設) 第4条 センターには、次の施設を設ける。 (1)～(6) (略) (7) (略)	(施設) 第4条 センターには、次の施設を設ける。 (1)～(6) (略) (7) 浴室 (8) (略)
(施設を利用することができる者) 第6条 センターの施設のうち第4条第4号から 第7号 までに掲げる施設を利用することができる者は、次の者とする。 (1)～(3) (略)	(施設を利用することができる者) 第6条 センターの施設のうち第4条第4号から 第8号 までに掲げる施設を利用することができる者は、次の者とする。 (1)～(3) (略)

附 則

この条例は、令和6年7月1日から施行する。

第 98 号議案

八王子市保健所関係手数料条例の一部を改正する条例設定
について

八王子市保健所関係手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和 5 年 9 月 4 日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市保健所関係手数料条例の一部を改正する条例
八王子市保健所関係手数料条例（平成 19 年八王子市条例第 24 号）の一部を
次のように改正する。

改正後

別表（第2条関係）

- 1 (略)
2 申請等手数料

	事務	名称	金額
1～5	(略)	(略)	(略)
6	旅館業法第3条の2第1項、 第3条の3第1項又は第3条の4第1項 の規定に基づく旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請に対する審査	旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請手数料	1件につき 9,700円
7～9 3	(略)	(略)	(略)

改正前

別表（第2条関係）

- 1 (略)
2 申請等手数料

	事務	名称	金額
1～5	(略)	(略)	(略)
6	旅館業法第3条の2第1項 又は第3条の3第1項 の規定に基づく旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請に対する審査	旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請手数料	1件につき 9,700円
7～9 3	(略)	(略)	(略)

附 則

この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）附則第1条本文に規定する政令で定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

第99号議案

八王子市旅館業法施行条例の一部を改正する条例設定について

八王子市旅館業法施行条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和5年9月4日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市旅館業法施行条例の一部を改正する条例

八王子市旅館業法施行条例（平成24年八王子市条例第20号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（社会教育施設等）</p> <p>第3条 法第3条第3項第3号（法第3条の2第2項、第3条の3第2項及び第3条の4第3項において準用される場合を含む。）の規定による条例で定める施設は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) （略）</p>	<p>（社会教育施設等）</p> <p>第3条 法第3条第3項第3号（法第3条の2第2項及び第3条の3第3項において準用される場合を含む。）の規定による条例で定める施設は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) （略）</p>
<p>（意見を求める者）</p> <p>第4条 法第3条第4項（法第3条の2第2項、第3条の3第2項及び第3条の4第3項において準用される場合を含む。）に規定する条例で定める者は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める者とする。</p> <p>(1)～(4) （略）</p>	<p>（意見を求める者）</p> <p>第4条 法第3条第4項（法第3条の2第2項及び第3条の3第3項において準用される場合を含む。）に規定する条例で定める者は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める者とする。</p> <p>(1)～(4) （略）</p>
<p>（宿泊を拒むことができる事由）</p> <p>第6条 法第5条第1項第4号の条例で定める事由は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) （略）</p>	<p>（宿泊を拒むことができる事由）</p> <p>第6条 法第5条第3号の条例で定める事由は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) （略）</p>

附 則

この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）附則第1条本文に規定する政令で定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

第100号議案

八王子市プールの衛生管理等に関する条例の一部を改正する
条例設定について

八王子市プールの衛生管理等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり
設定するものとする。

令和5年9月4日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市プールの衛生管理等に関する条例の一部を改正する条例

八王子市プールの衛生管理等に関する条例（平成19年八王子市条例第27号）
の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（地位の承継） 第5条 第3条第1項の規定により許可を受けた者（以下「許可経営者」という。）が 当該経営を譲渡し、又は許可経営者について、相続、合併若しくは分割（当該経営を承継させるものに限る。）があったときは、当該経営を譲り受けた者又は相続人（相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により当該経営を承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割により当該経営を承継した法人は、許可経営者の地位を承継する。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（地位の承継） 第5条 第3条第1項の規定により許可を受けた者（以下「許可経営者」という。）について、相続、合併又は分割（当該経営を承継させるものに限る。）があったときは、相続人（相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により当該経営を承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人又は分割により当該経営を承継した法人は、許可経営者の地位を承継する。</p> <p>2 （略）</p>

附 則

この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）附則第1条本

文に規定する政令で定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

第101号議案

八王子市興行場法施行条例の一部を改正する条例設定について

八王子市興行場法施行条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和5年9月4日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市興行場法施行条例の一部を改正する条例

八王子市興行場法施行条例（平成18年八王子市条例第51号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(営業の許可等) 第3条 (略) 2 (略) 3 法第2条の2第2項の規定により、 譲渡 、相続、合併又は分割による営業者の地位の承継を届け出ようとする者は、市規則で定める事項を記載した届出書を、市長に提出しなければならない。 4 (略)	(営業の許可等) 第3条 (略) 2 (略) 3 法第2条の2第2項の規定により、相続、合併又は分割による営業者の地位の承継を届け出ようとする者は、市規則で定める事項を記載した届出書を、市長に提出しなければならない。 4 (略)

附 則

この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）附則第1条本文に規定する政令で定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

第102号議案

本庁舎照明設備改修工事請負契約の締結について

下記のとおり工事請負契約を締結するにつき、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を求める。

令和5年9月4日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

記

- 1 契約の目的 本庁舎照明設備改修工事
- 2 契約金額 金3億9,270万円
- 3 契約先 八王子市高尾町1595番地
金子・武蔵野特定建設工事共同企業体
構成員（代表者）八王子市高尾町1595番地
株式会社 金子電気商会
代表取締役 新 田 幸 博
構成員 八王子市小宮町161番地2
株式会社 武蔵野通信
代表取締役 降 矢 直 樹

第103号議案

芸術文化会館改修建築工事請負契約の締結について

下記のとおり工事請負契約を締結するにつき、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を求める。

令和5年9月4日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

記

- | | |
|---------|---|
| 1 契約の目的 | 芸術文化会館改修建築工事 |
| 2 契約金額 | 金16億8,630万円 |
| 3 契約先 | 東京都中央区日本橋本町一丁目9番1号
鴻池・相武特定建設工事共同企業体
構成員（代表者）東京都中央区日本橋本町一丁目9番1号
株式会社 鴻池組 東京本店
取締役常務執行役員本店長
鎌 田 克 明
構成員 八王子市大和田町二丁目13番6号
株式会社 相武企業 |

代表取締役 前 田 将 始

第104号議案

芸術文化会館改修電気設備工事請負契約の締結について

下記のとおり工事請負契約を締結するにつき、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を求める。

令和5年9月4日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

記

- 1 契約の目的 芸術文化会館改修電気設備工事
- 2 契約金額 金8億1,730万円
- 3 契約先 八王子市明神町二丁目24番6号
株式会社 関電工 西関東営業本部 多摩支店
常務執行役員 西関東営業本部 多摩支店長
小 林 伸 弘

第105号議案

芸術文化会館改修給排水衛生等設備工事請負契約の締結に
ついて

下記のとおり工事請負契約を締結するにつき、議会の議決に付すべき契約及び
財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を求める。

令和5年9月4日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

記

- | | |
|---------|--|
| 1 契約の目的 | 芸術文化会館改修給排水衛生等設備工事 |
| 2 契約金額 | 金4億1,858万3,000円 |
| 3 契約先 | 八王子市堀之内二丁目1番地15
加藤設備工業株式会社
代表取締役 加 藤 雅 明 |

第106号議案

芸術文化会館改修空調換気設備工事請負契約の締結について

下記のとおり工事請負契約を締結するにつき、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を求める。

令和5年9月4日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

記

- | | |
|---------|---|
| 1 契約の目的 | 芸術文化会館改修空調換気設備工事 |
| 2 契約金額 | 金11億7,151万1,000円 |
| 3 契約先 | 八王子市長房町1529番地5
新和・木村特定建設工事共同企業体
構成員（代表者）八王子市長房町1529番地5
株式会社 新和
代表取締役 堤 政三郎
構成員 八王子市川口町1735番地2
木村設備株式会社
代表取締役 木 村 真 悟 |

第107号議案

芸術文化会館改修舞台音響設備工事請負契約の締結について

下記のとおり工事請負契約を締結するにつき、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を求める。

令和5年9月4日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

記

- 1 契約の目的 芸術文化会館改修舞台音響設備工事
- 2 契約金額 金1億8,051万円
- 3 契約先 東京都中央区日本橋箱崎町41番12号
ヤマハサウンドシステム株式会社
代表取締役 平 井 智 勇

第108号議案

消防自動車の取得について

下記のとおり消防自動車を取得するにつき、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を求める。

令和5年9月4日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

記

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 取得の目的 | 消防業務用 |
| 2 | 種類及び数量 | 小型動力ポンプ付積載車 12台 |
| 3 | 取得金額 | 金1億8,876万円 |
| 4 | 取得先 | 八王子市中野上町二丁目31番1号
日本機械工業株式会社 本社営業部
部長 山下 康 弘 |

第109号議案

給食配送車の取得について

下記のとおり給食配送車を取得するにつき、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を求める。

令和5年9月4日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 取得の目的 | 給食配送用 |
| 2 | 種類及び数量 | アルミバン架装普通貨物自動車 3台 |
| 3 | 取得金額 | 金2,532万5,520円 |
| 4 | 取得先 | 八王子市左入町751番地
株式会社 カーライフハギワラ
代表取締役 萩原良夫 |